



2023年8月21日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔
(コード：9263 東証スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 執行役員CFO 三井 規彰
電 話 03-6453-6644 (代表)

第三者委員会及び責任調査委員会の調査結果及び提言を受けた再発防止策の策定 並びに元役員等に対する責任追及方針のお知らせ

当社は、2023年5月31日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」、同年7月26日付「責任調査委員会の調査報告書受領と当社の対応について」及び同月27日付「追加調査を実施する第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にて公表したとおり、第三者委員会及び責任調査委員会から受領した調査報告書における各調査結果及び提言について、分析・検討の上、その内容を経営に反映すべく、再発防止策の策定及びその実践を行ってまいりました。また、あわせて当社元役員等に対する責任追及の方針につきましても、検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、再発防止策及び元役員等に対する責任追及の方針について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、再発防止策につきましては、2023年3月7日に第三者委員会を設置以降、既に策定、実践してきた事項を含め、今回、改めて取りまとめの上、決議しております。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げますとともに、再発防止及び元役員等に対する責任追及に徹底的に取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 再発防止策

1. ガバナンス体制・内部統制の強化

- (1) 当社にリスク・コンプライアンス本部を設置し、内部監査室と連携して、全グループのリスクについて統括管理する体制とします。
- (2) 新規取引先との取引について、関連当事者取引や利益相反取引の有無を含めた取引内容の適正性を厳正にチェックするとともに、継続取引先についても取引内容の適正性をチェックしていきます。また、業務プロセスの品質管理を統括できる体制を構築します。
- (3) 役職員間の相互監視機能が有効に機能するよう、職務権限の見直し・明確化と、それに伴う規程・マニュアルの改訂及び制定を行います。また、会計処理ルール of 明文化、個人情報保護方針及び個人情報取扱ルールの改定を行います。
- (4) コンプライアンス委員会及び賞罰委員会の運用を厳格化します。
- (5) 人事評価制度の運用を見直し、合議制に基づき、客観的かつ明確な運用を徹底します。また、人事評価制度の変革を進めます。

※ (1) (2) (3) : 2023年9月より順次実施してまいります。

(4) : コンプライアンス委員会は2023年5月より、賞罰委員会は同年3月より実施済みです。

(5) : 2023年4月より合議制に移行のうえ、人事評価制度の変革に着手しております。

2. 不正に対する予防統制・発見統制の強化

- (1) 管理部門の体制強化を図るため、法務部門は2023年9月に新設するリスク・コンプライアンス本部に再編し、経理、内部監査部門については、専門人材の採用を進めることで体制強化を図ります。また、内部監査の対象を本部及び主要業務委託先を含めた対象へと拡大します。また、管理部門と営業部門との連携をはじめ、部門間の連携を強化します
- (2) 継続取引先の管理を徹底すべく、取引基本契約の締結が未了の業務委託先との同契約の締結を進め、契約関係を明確化するとともに、継続取引先の担当者のローテーション制を徹底します。
- (3) 内部通報制度を見直し、窓口の追加（外部法律事務所、内部監査室、監査等委員）と、その運用実績のコンプライアンス委員会及び取締役会への報告を徹底します。
- (4) 年に1回、全役職者向けにコンプライアンスアンケートを継続的に実施し、結果をコンプライアンス委員会及び取締役会に報告することとします。

※ (1) (2) : 2023年9月以降実施してまいります。

(3) : 2023年5月より実施済みです。

(4) : 2023年9月以降実施してまいります。

3. コンプライアンス意識の醸成

- (1) 経営理念、価値基準や行動規範を見直したうえで、社内外への周知・浸透を図ってまいります。尚、これらの中にはコンプライアンスに関する内容を取り込んでいきます。
- (2) 継続的な研修の実施及びその効果測定を行います。

※ (1) (2) : 2023年9月以降実施してまいります。

II. 元役員等に対する責任追及方針

当社は、責任調査委員会及び第三者委員会の認定に基づき、任務懈怠責任が認められる可能性が認定された当社の元役員及び元執行役員に対する損害賠償請求に関し、関与の度合い、訴訟における立証可能性、損害発生への寄与度、債権回収可能性などの観点から、更なる調査・分析・検討を行ってまいりました。その結果、当社は、以下の当社元役員等に対し、責任追及訴訟を提起し、任務懈怠責任の有無及びその負担すべき金額について、裁判所において公的に確定することが妥当であると判断いたしました。

そこで、当社は、本日開催の取締役会において、以下の当社元役員等に対して、損害賠償請求を行うことを決議いたしました（氏名の略称の記載は第三者委員会及び責任調査委員会の調査報告書の表記によっています。）。

| 氏名略称 | 当社役員等であった時期の役職 |
|------|----------------|
| h1氏 | 代表取締役 |
| h2氏 | 取締役 |
| h3氏 | 執行役員 |
| h4氏 | 執行役員 |
| h22氏 | 取締役 |
| h24氏 | 取締役 |
| p4氏 | 取締役 |

なお、h5氏（当社役員等であった時期の役職：取締役）、h6氏（同：取締役）、h7氏（同：取締役）及びh14氏（同：取締役常勤監査等委員）につきましては、業務継続上の必要性及び上記元役員等への訴訟準備に協力を得る必要性から、現在、当社との間で期間限定の業務委託契約を締結しています。そのため、現時点で、これら元役員等の責任について判断することは適切ではないため、当該契約終了後、方針を決定する予定です。

Ⅲ. 今後の当社の対応について

当社は、今後、上記当社元役員及び元執行役員に対して損害賠償請求訴訟を提起する予定です。当該訴訟を提起した場合には、速やかに開示いたします。

以 上